

## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の 施行に向けた主な検討事項

### 【省令事項】（一部改正）

- ① 創業支援等措置の実施に関する計画について
- ② 高年齢者就業確保措置の実施に関する計画（行政措置）について
- ③ 再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者等の範囲
- ④ 多数離職届及び高年齢者雇用状況報告書（様式修正）

### 【告示事項】

#### ①高年齢者等職業安定対策基本方針（全文改正）

- ・ 高年齢者の就業の動向に関する事項
- ・ 高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項
- ・ 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項
- ・ 高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

#### ②高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（新規策定）

- ・ 高年齢者就業確保措置全般に係わる留意点

（対象者基準に関する労使の合意、どのような措置を講ずるかに関する過半数労働組合等との話し合い、複数の措置を講ずる場合の個々の労働者の希望の聴取等）

- ・ 六十五歳以上継続雇用制度を講ずる場合の留意点

（個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等を踏まえた対応等）

- ・ 創業支援等措置を講ずる場合の留意点

（措置の具体的な内容、過半数労働組合等の合意に係る留意事項、措置により就業する高年齢者への対応に係る留意事項等）